

●長崎県立大学 令和7年度第11回教育研究評議会 議事録

日 時	令和8年2月4日（水） 16:20～17:35
場 所	佐世保校第1、2会議室 シーボルト校特別会議室
出席者	浅田学長、橋本副学長兼教育開発センター長、大塚副学長兼地域創生研究科長、谷澤経営学部長、横山地域創造学部長、荻野国際社会学部長、有田情報システム学部長、古場看護栄養学部長、山本地域創生専攻長兼地域社会マネジメント専攻長、平岡情報工学専攻長、倉橋人間健康科学専攻長、綱附属図書館長兼佐世保校附属図書館長、河又シーボルト校附属図書館長、車国際交流研究センター長、青木地域連携センター長、島 NAGASAKI セキュリティベース研究所長、井上事務局長、山田シーボルト校事務局長、城山学生支援部長
配付資料	【資料1】審査結果の報告について 【資料2】教員の公募について 【資料3】昇任審査結果の報告について 【資料4】客員研究員の受入 【資料5】長崎県立大学における教員評価実施基準（令和7年度実績）（案）、 長崎県立大学における教員評価実施基準（令和8年度実績）（案） 【資料6】長崎県立大学経営学部履修規程の改正について 【資料7】長崎県立大学地域創造学部履修規程の改正について 【資料8】長崎県立大学情報システム学部履修規程の改正について 【資料9】長崎県立大学履修規程に関する細則の改正について 【資料10】令和7（2025）年度卒業予定者就職内定状況（1月31日現在）について 【資料11】長崎県公立大学法人の中期計画〔第4期〕の変更の認可 【資料12】教育研究評議会資料（2026.02.04）
議 事	【協議事項1. 教員の採用について】 経営学部長から、資料1に基づき、経営学部経営学科教員（会計学）1名の採用について、採用予定職名は特任教授、採用予定年月日は令和8年4月1日とするとの説明がなされ、承認された。 地域創造学部長から、資料1に基づき、地域創造学部公共政策学科教員（法学（民法））1名の採用について、採用予定職名は講師、採用予定年月日は令和8年4月1日、採用条件として「令和8年3月までに博士の学位を取得すること」を付すとの説明がなされ、承認された。 【協議事項2. 教員の公募について】 経営学部長から、資料2に基づき以下のとおり説明がなされ、異議なく承認された。 （説明内容） 経営学部経営学科教員1名を公募する。職名は教授、准教授または講師、専門

議 事	分野は経営学、担当科目は学部の「人的資源管理論」、「国際人事管理論」等、大学院の「ヒューマン・リソース・マネジメント特論」、「マネジメント・リーダーシップ特論」（分担）である。採用予定年月日は令和8年10月1日またはそれ以前のできるだけ早い時期とする。 【協議事項3. 教員の昇任について】 地域創造学部長、看護栄養学部長から、資料3に基づき、各学部教員から以下のとおり昇任申請があったことがそれぞれ報告され、原案のとおり承認された。 地域創造学部実践経済学科：1名 看護栄養学部看護学科：1名 【協議事項4. 客員研究員の受入について】 地域社会マネジメント専攻長から、令和8年4月からの受け入れ（継続）で、1名から資料4のとおり申請書が提出されたとの説明があり、承認された。 【協議事項5. 長崎県立大学における教員評価実施基準（令和7年度実績）及び長崎県立大学における教員評価実施基準（令和8年度実績）について】 企画広報課長から、資料5に基づき実施基準について説明があり、承認された。 （主な変更点） ・ 「社会的要請に基づく講演会、市民講座、研修講師等」にかかる評価ポイントは従前固定だったが、幅を持たせ、一定の範囲内で学部長がポイントを決定する。（令和7年度実績より適用） ・ 修士論文等の主査・副査及び博士論文の主査・副査にかかる評価ポイントは従前固定だったが、幅を持たせ、一定の範囲内で専攻長がそのポイントを決定する。（令和8年度実績より適用） 【協議事項6. 長崎県立大学経営学部履修規程の改正について】 佐世保校学生支援課長補佐から、資料6に基づき以下のとおり説明があり、承認された。 （説明内容） ・ 国際経営学科専門科目（経営学科共通科目を含む）の新設及び廃止を行う。（「流通システム論」を「グローバルサプライチェーン」に変更。「国際流通システム論」の廃止。「生産管理」の新設。） ・ 改正理由は、担当教員の定年退職に伴う新規採用教員の公募を行うにあたり、現行カリキュラムの見直しを行い、不足する科目を新設することで専門科目の充実を図るもの。 ・ 令和8年度入学生から適用する。
-----	--

議 事	【協議事項7. 長崎県立大学地域創造学部履修規程の改正について】 佐世保校学生支援課長補佐から、資料7に基づき以下のとおり説明があり、承認された。 (説明内容) ・ 公共政策学科専門科目「市民自治論」の名称を、「地球市民社会論」に変更する。 ・ 改正理由は、類似した名称の、他の学科専門科目（地方自治論、市民参加論など）との区別を明確にするため。 ・ 令和8年度入学生から適用する。 【協議事項8. 長崎県立大学情報システム学部履修規程の改正について】 シーボルト校学生支援課長補佐から、資料8に基づき以下のとおり説明があり、承認された。 (説明内容) ・ 情報セキュリティ学科専門科目の履修区分（必修／選択）の改正、別表第1（選択科目最低修得単位数）及び別表第3（必修単位数、選択単位数）の改正を行う。 ・ 改正理由は、現行のカリキュラムでは専門教育科目92単位中78単位が必修科目で、必修単位数の多さが学生の履修計画の柔軟性を制限しているため。学生の履修の自由度を高める観点から選択化が可能な科目について見直し、必修単位数を72単位に改めるもの。 ・ 令和8年度入学生から適用する。 【協議事項9. 栄養健康学科に係る長崎県立大学履修規程に関する細則の改正について】 シーボルト校学生支援課長補佐から、資料9に基づき以下のとおり説明があり、承認された。 (説明内容) ・ 栄養健康学科の2年次から3年次への進級要件科目の見直しを行い、別表第2の改正（進級要件に「解剖生理学実験Ⅰ」「解剖生理学実験Ⅱ」「生化学実験Ⅰ」「生化学実験Ⅱ」「食品学実験Ⅰ」「食品学実験Ⅱ」「基礎栄養学実験」を追加）を行う。 ・ 改正理由は、新たに進級要件に加える実験科目群を3年進級時まで修得することにより、3・4年次に実施する臨地実習で求められる専門職としての基礎的な態度・行動を備え、臨地実習をより円滑かつ安全に行うため。 ・ 令和8年度入学生から適用する。 【報告事項1. 令和7年度卒業予定者の就職内定状況について】 学生支援部長から、資料10に基づき、1月31日現在の就職内定状況について
-----	--

議 事	報告がなされた。 【報告事項2. 長崎県公立大学法人の中期計画〔第4期〕の変更認可について】 企画広報課長から、資料11に基づき、10月の教育研究評議会で承認された中期計画の変更について、令和8年1月21日付で長崎県知事から認可されたことが報告され、概要について以下のとおり説明がなされた。 (説明内容) ・ 教育研究評議会後、長崎県公立大学法人評価委員会での審議内容を踏まえて表現を変更した箇所が若干あるが、概ね法人から提出した変更案のとおり認可されている。 ・ 変更時点は令和8年4月1日である。中期計画は6年間の計画期間があり、それまでの計画を消すことはできないため、令和5年度から令和7年度までは従前の計画として残り、令和8年度から令和10年度は新しい計画となる。 ・ 【4】(看護栄養学部を除く)達成水準において、3年修了時までに9割以上の学生に卒業要件を修得させる旨の表現はなくなったが、「その確実な達成につながる学習支援を行う」という表現を追加した。また、法人評価委員会での議論を踏まえ、外部検定等を見直す場合は効果検証を行ったうえで改善を図る旨を記載している。 ・ 【4】(看護栄養学部栄養健康学科)「特に、卒業後管理栄養士資格が必要な者の確実な合格を目指す」という表現を追加した。 ・ 【9】「県内就職率44%」の数値目標はなくなったが、現在検討を行っている「長崎未来共創プロジェクト」に関して、「長崎未来共創プロジェクト(仮称)へ連携協力する県内事業所数300事業所(令和12年度)を目指し、令和10年度までに135事業所(累計)と連携する」という目標が立てられている。「県内就職率44%」の目標はなくなっても、県立大学として県内就職に関係した取り組みを行っていくという点に変更はない。 ・ 【13】これまでは、地域連携センターと情報セキュリティ産学共同研究センターの計画が別に立てられていた。元々県の総合計画で分けて計画が立てられていたという経緯があった。また、片方の計画は累計で、もう片方の計画は単年度という違いもあったが、今回これらを1つにまとめ、「共同研究と受託研究の合計件数39件(毎年度)」と変更した。 【報告事項3. 情報提供】 学長から、資料12に基づき、大学を取り巻く動向等について報告がなされた。 以上
-----	--